



島根県報

平成28年 4月19日 (火)

号外 第 101 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示	(観 光 振 興 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	(企 業 立 地 課)	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示	(")	6
補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示	(")	7
補助金等交付規則第3条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示	(")	8

告 示

島根県告示第329号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により外国人観光客誘致事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第428号）は、廃止する。

平成28年 4 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

外国人観光客誘致事業補助金

2 交付の目的

外国人観光客誘致を積極的に行う観光事業者・団体の参入を促すとともに、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進することを目的とする。

3 交付の対象となる事業、交付の対象者、補助対象経費、交付の率及び限度額

対象事業	交付の対象者（事業実施主体）	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業	(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) (1)の事業者により構成される団体等	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費（新規に整備する場合に限る。）	2分の1	500千円
		(2) 施設整備に要する経費（対象事業(2)に該当する経費を除く。） (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費		
		(5) 海外へのプロモーションに要する経費 (6) 先進地事例研究に要する経費	2分の1	200千円
(2) 輸出物品販売場（免税店）整備（クレジットカード決済環境整備）	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に限る。）であって、島根県内に事業所を有し、輸出物品販売許可を受けたもの又は受ける予定のもの	施設設備の整備に要する次の経費 ア 店舗改装等の施設整備に要する経費 イ POSレジ、クレジット端末機等設備整備に要する経費	2分の1	500千円
(3) 県内の観光施設等への公衆無線LANネットワーク整備	(1) 民間事業者 (2) 民間事業者により構成される組合 (3) その他知事が適当と認める団体	公衆無線LAN整備に要する次の経費 ア 無線LANルーター等機器購入経費 イ 設置工事費	2分の1	事業実施主体当たり400千円

注1 対象事業(1)の補助対象経費については、次のとおりとする。

ア (5)の海外へのプロモーションに要する経費を申請するに当たっては、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は50千円のいずれか低い額とする。

なお、プロモーションの対象とする地域は、知事が必要と認める地域とし、同一事業実施主体による申請は、年度内4回を上限とする。

イ (6)の先進地事例研究に要する経費に係る旅費については、補助対象経費の実支出額の2分の1又は50千円のいずれか低い額とする。

2 対象事業(3)の観光施設等とは、宿泊施設、観光施設及び公共交通機関とする。

3 同一事業実施主体が対象事業(1)の事業を複数行う場合の交付の限度額は、補助対象経費の各々の交付の限度額を超えない範囲内において、合算して500千円までとする。

島根県告示第330号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成26年島根県告示第390号）は、廃止する。

平成28年 4月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

(1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が1億円以上であって、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第2号又は第5号に掲げる場合にあっては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により導入されたときみなされる継続雇用制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものの数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。

- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であり、又は、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号又は第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

(1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額

次に掲げる額の合計額（規則第2条第2号オのコールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）にあつてはアに掲げる額、規則第3条第3号又は第4号に該当する場合にあつてはイ又はウに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第2号又は第5号に該当する場合にあつては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額）とする。

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に100万円（規則第2条第2号又は第4号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円）（ただし、ウに該当する場合を除く。）を乗じて得た額（以下「雇用助成額」という。）とする。ただし、規則第2条第2号オのコールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものについて、雇用助成額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、資本金が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業（別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。）の増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に130万円（過疎地域に所在する中小企業で、規則第2条第2号又は第4号において増加常用従業員が契約社員である場合は65万円）を乗じて得た額。ただし、規則第2条第2号オのコールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあつた年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあつては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあつた年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
- (2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。

別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント

2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「みなし新規立地」という。）	15パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（みなし新規立地の場合を除く。以下「県内増設」という。）	10パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	10パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第4号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地又はみなし新規立地の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント、4パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
	2 規則第2条第2号又は第4号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
2 県内増設又は償却資産の増の場合	1 規則第2条第1号及び第2号に掲げる業種	以下の要件を全て満たす企業 (1) 過疎地域に所在する企業 (2) 県外新規立地又はみなし新規立地の計画認定を受けた企業 (3) (2)の認定を受けた日から10年以内に県内増設又は償却資産の増により申請書を提出する企業	5パーセント

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する（最高15パーセントを加算）。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

島根県告示第331号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示（平成26年島根県告示第232号）は、廃止する。

平成28年 4 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、物流センター、テレワークセンター、研修所等の人材育成施設、知的財産活用事務所及びその他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業をいう。以下同じ。）の立地（島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による認定を受けている企業が、県内に事務所を設けて事業を営む場合をいう。以下同じ。）に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

ソフト産業に該当する企業で、次の要件を全て満たすもの

- (1) 立地した企業のうち、県内において、常用従業員（雇用期間の定めのない従業員をいう。以下同じ。）を5人以上かつ常用従業員と契約社員（1年以内の期限付きで雇用される従業員（社会保険又は雇用保険に加入する者に限る。）をいう。以下同じ。）の総数を10人以上新たに雇用する企業であること（島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当するものにあつては常用従業員を3人以上、同条第5号に掲げる場合に該当するものにあつては常用従業員が3人以上かつ常用従業員と契約社員の総数が5人以上新たに雇用するものであること。）。
- (2) 規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、平成29年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 補助事業開始日（立地した企業が、ソフト産業を開始し、(1)の要件を満たすこととなった日をいう。以下同じ。）から1月以内に補助事業開始届を知事に提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象となる経費、交付期間及び交付の額

(1) 交付の対象となる経費

事業所の家賃等（月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの）

(2) 交付期間

補助事業開始日の翌月（その日が月の初日の場合は当月）（以下「補助事業開始月」という。）から5年間（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、8年間）

(3) 交付の額

交付の対象となる経費の2分の1以内とし、補助事業開始月から1年ごとの交付限度額は、2,000万円（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては1,000万円）とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
--------	-------

300人以上	4,000万円／年
600人以上	6,000万円／年
800人以上	8,000万円／年
1,000人以上	10,000万円／年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合（同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。）は、この限りでない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

島根県告示第332号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第250号）は、廃止する。

平成28年 4 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

拠点工業団地立地促進補助金

2 交付の目的

拠点工業団地（益田拠点工業団地、ソフトビジネスパーク島根及び江津工業団地をいう。）への立地企業に対して補助を行い、企業の立地を促進することを目的とする。

3 対象業種

次に掲げる拠点工業団地の区分に応じ、それぞれ次に掲げる業種とする。

- (1) 益田拠点工業団地 製造業、ソフト産業（別表に掲げる業種をいう。以下同じ。）、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業（製造業支援サービス業に限る。以下同じ。）及び知事が特に認める業種
- (2) ソフトビジネスパーク島根 研究開発型企业（団地内において新たな製品や技術の開発に取り組む企業をいう。）、ソフト産業、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学、高等専門学校及び同法第124条の専修学校をいう。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）、不動産賃貸業及び知事が特に認める業種
- (3) 江津工業団地 益田拠点工業団地の対象業種と同じ（ただし、サービス業を除く。）。

4 交付の対象事業者

拠点工業団地において、対象業種の事業の用に供するため工場、事業場、教育施設又は研究施設を設置し、事業を営む企業であり、次に掲げる要件を全て満たすもの

- (1) 1の契約により取得した土地の面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) (1)の要件に適合する契約（当該契約が2以上ある場合は、それらのうち最初に締結された契約）の締結の日（以下「契約締結日」という。）から起算して30日以内に土地売買契約届を知事に提出していること。
- (3) 企業等が協定を締結した場合は、協定を締結した日から起算して30日以内に協定締結届を知事に提出していること。
- (4) 契約締結日から起算して3年以内に当該契約により取得した土地において操業を開始し、その操業の開始の日から

起算して30日以内に操業開始届を知事に提出していること。

- (5) 知事による土地売買契約届の受理の通知の日（協定を締結した場合には、協定締結届の受理の通知の日）から補助金の交付を申請する日までの期間内に立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない従業員（ソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、雇用期間の定めがある者で、実質的に雇用期間の定めがないと認められるものを含む。）の数が、5人以上であること。
- (6) (2)に規定する契約及びこれ以外の契約で契約締結日以後に締結されたもの（以下「交付対象契約」という。）により取得した土地について、島根県企業立地助成金の交付を受けていないこと。

5 補助金等の交付の対象及び交付の額

- (1) 対象 交付対象者が交付対象契約により取得した土地の価格の総額（以下「交付対象経費」という。）
- (2) 交付の額 益田拠点工業団地及び江津工業団地にあっては交付対象経費に100分の20を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、ソフトビジネスパーク島根にあっては交付対象経費に100分の15を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表

ソフトウェア業
情報処理・提供サービス業
インターネット附随サービス業
デジタルコンテンツ業
コールセンター業
データセンター業
シェアードサービス業
広告代理業
ディスプレイ業
非破壊検査業
デザイン業
経営コンサルタント業
機械設計業
エンジニアリング業
物流センター
テレワークセンター
研修所等の人材育成施設
知的財産活用事務所
その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

島根県告示第333号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、特定通信費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示（平成22年島根県告示第251号）は、廃止する。

平成28年 4 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

特定通信費補助金

2 交付の目的

高速通信専用回線又は情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企业、ソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象等

事 業	交付の対象	補助対象経費	交付の率等	交付の期間
高速通信専用回線利用費補助事業	県内において専用回線を接続する事業所のうち、製造業（日本標準産業分類に掲げる製造業をいい、県営工業団地内に事業所を設置しているものに限る。）、研究開発型企业又は研究開発支援企業等（ただし、研究開発型企业及び研究開発支援企業等にあつては、立地計画認定企業に限る。）	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者と契約した専用回線（電気通信信号の伝送速度が毎秒1メガビット以上のものに限る。）の使用料	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。）	特定通信費補助事業利用計画書の承認をした日から起算して5年以内
雇用確保促進特定通信費補助事業	次のいずれにも該当するもの (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 立地計画認定企業であること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。	コールセンター業の用に供する通信に伴う経費であつて、電話その他の通信費及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用に係るもの	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話その他の通信費にあつては3,000万円を、電子情報処理組織の使用に係る費用にあつては3,000万円をそれぞれの上限とする。）	

備考

- 1 専用回線とは、電気通信事業者が提供する特定顧客専用の指定地点間を結ぶ通信回線又は帯域保証型（一定区間において最低伝送速度を保証するもの）の通信回線をいう。
- 2 研究開発型企业とは、新たな技術に関する研究及び開発を行い、かつ、企業化を図ることができると知事が認める者又は申請する直前の決算において売上高に対する試験研究費の割合が3パーセントを超えている者をいう。
- 3 研究開発支援企業等とは、ソフト産業（次に掲げる業種をいう。）、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校であつて私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設立したものをいう。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）及び知事が特に認める業種を営む法人をいう。

ア ソフトウェア業

イ 情報処理・提供サービス業

ウ インターネット附随サービス業

エ デジタルコンテンツ業

オ コールセンター業

- カ データセンター業
 - キ シェアードサービス業
 - ク 広告代理業
 - ケ ディスプレイ業
 - コ 非破壊検査業
 - サ デザイン業
 - シ 経営コンサルタント業
 - ス 機械設計業
 - セ エンジニアリング業
 - ソ 物流センター
 - タ テレワークセンター
 - チ 研修所等の人材育成施設
 - ツ 知的財産活用事務所
 - テ その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業
- 4 立地計画認定企業とは、島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定を受けた者をいう。
- 5 新規常用従業員数とは、補助事業者が島根県企業立地促進条例第4条第3項の規定による申請が受理された日以後に新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（雇用期間の定めがある者で、実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められる者を含む。）の数をいう。